

本問は日本新党繰上補充事件最判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁を素材として、司法権の限界、結社の自由・表現の自由、政党といった論点に関する基礎的な憲法上の論点を複合的に問うものである。

具体的には、第一に、本件では当選無効を判断する前提として、Aによる除名が有効なものだったかが問題となる。上記最判は、この点、公職選挙法が名簿届出政党の除名を届け出ただけとしていたことは政党の内部的自律権を尊重する趣旨だということも挙げ、この点に関する判断を回避している。

これは、司法の限界としてのいわゆる部分社会の法理をどのように考えるかに関連するものである。この点、一般的には一般法秩序に影響を及ぼすかどうかによって結論が変わると考えられているが、その理由や当否も含めて説明してほしい。また、裁判を受ける権利の保障との関係も考えた立論がなされればなお良い。

第二に、司法審査が及ぶかどうかは、Xの除名手続の違法性をどのように考えるかとも関連する。この点、政党が議会制民主主義に不可欠な要素だとした八幡製鉄所事件最（大）判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁に照らせば、政党の内部規律にもまた、一定の適正な手続が憲法上保障されなければならないといえるかもしれない。他方、政党にも結社の自由が保障されることからすると政党の内部規律はやはりその自由が尊重されるともいえる。そして、前者に著しく重きをおいた判断は、裁判所による結社としての政党に対する介入だともいえる。これらのことを踏まえた検討がなされることを期待している。

第三に、第二の点は団体内部での構成員の自由と団体の規律権の関係という観点からも議論できる。この点では共産党袴田事件最判昭和63年12月24日集民155号405頁が参照できる。